

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年5月8日

紀の川市長 岸 本 健

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集 6-5	紀の川市桃山町 垣内字 304-43	38-ロ-6,7,8,12,13	山林	0.13	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-6	紀の川市桃山町 垣内字 304-6	38-ハ-15,18,19,21,45,46	山林	0.6255	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-7	紀の川市桃山町 中畑字 7-12	38-ホ-1 38-イ-18,19,22,23,24,25,26	山林	0.4944	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-8	紀の川市桃山町 中畑字 1	38-イ-6,7,8,9 38-ホ-21	山林	1.2936	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-9	紀の川市桃山町 垣内字 304-6	38-ハ-19,20,21,23,24,27	山林	0.4314	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-11	紀の川市桃山町 垣内字 304-18	38-ハ-29,31,33,35,36	山林	0.6287	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-13	紀の川市桃山町 中畑字 7-1	38-イ-26	山林	0.2352	公告の日から5年を 経過する日	
集 6-14	紀の川市桃山町 垣内字 304-51	38-ロ-11,15	山林	0.7249	公告の日から5年を 経過する日	

集 6-15	紀の川市桃山町 垣内字 304-12	38-ハ-14,22,23,24,25,27	山林	0.6591	公告の日から 5 年を 経過する日	
集 6-16	紀の川市桃山町 垣内字 304-50	37-ロ-11 38-ロ-11,12	山林	1.1493	公告の日から 5 年を 経過する日	
集 6-17	紀の川市桃山町 中畑字 552-2	38-イ-4,5,6 39-ホ-21,22	山林	1.2397	公告の日から 5 年を 経過する日	
集 6-21	紀の川市桃山町 垣内字 304-15	38-ハ-9,12,13,14,22,25,26,28 ,30,33	山林	1.5396	公告の日から 5 年を 経過する日	
	紀の川市桃山町 垣内字 304-33	37-イ-18,19 37-ロ- 25 38-ロ-1 38-ハ-34-42	山林	0.8658		
	紀の川市桃山町 垣内字 304-73	38-ロ-1,2,3,7,8,9	山林	0.528		
集 6-23	紀の川市桃山町 垣内字 304-34	38-ハ-8,14,15,21,22,23,24,27	山林	1.0633	公告の日から 5 年を 経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部林務課
紀の川市ホームページ（<https://www.city.kinokawa.lg.jp>）

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。